

割引停止措置等

窓口会社は、契約者又はカード利用者が、ETC コーポレートカード利用約款に規定された割引停止等の対象要件に該当する場合、契約者のカードの全部又は一部について、割引の停止、利用の停止及び契約者資格の取消しの割引停止措置等をとらせていただきます。

具体的措置の内容は、以下のとおりです。

なお、詳細は「ETC コーポレートカード利用約款」をご参照ください。

(表) 割引停止措置等の内容と対象要件

措置の内容	措置対象要件
契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの「一部」の割引停止(※)	1. カードを、表示された車両以外の車両に利用したとき 2. カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき 3. 三会社の管理するいずれかの道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき 4. 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、点数基準表に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が規定する点数に達したとき 5. 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき、又は告発したとき 6. 本約款に違反する行為をしたとき 7. カード利用者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき
契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの「一部」の利用停止(※)	1. 「カードの一部の割引停止」に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき 2. セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき 3. 三会社のうちいずれかの会社に対する原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき 4. 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、点数基準表に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が規定する点数に達したとき 5. 本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき 6. カード利用者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき

(※) 契約者が事業協同組合である場合の「カードの一部」とは、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部を表します。

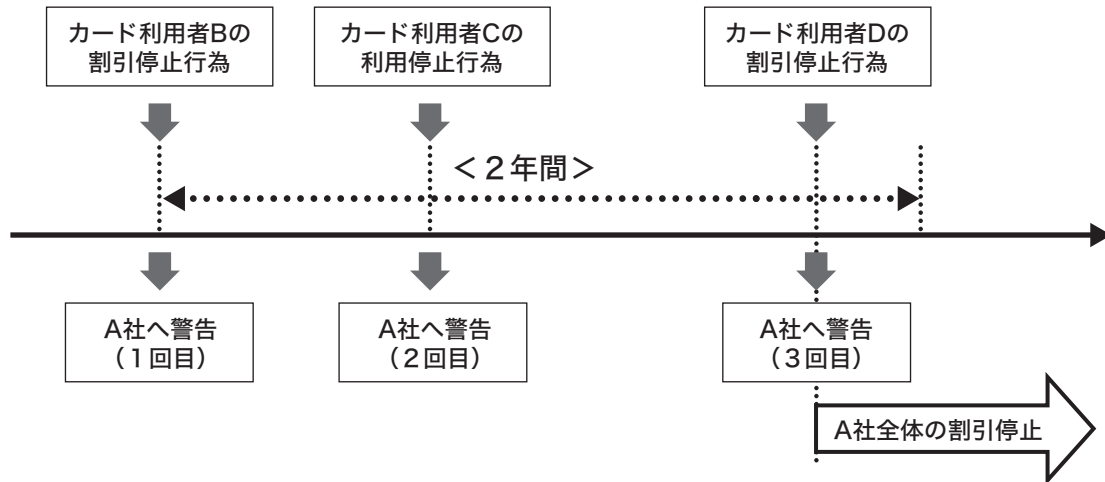
措置の内容	措置対象要件
<p>契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの「全部」の割引停止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者が、虚偽の申告によりカードの貸与を受けたとき又は虚偽の申告によりカードの貸与を受けようとしたとき 2. 契約者が事業協同組合である場合において、カード利用事業のみを説明して加入の勧誘をしたとき、又は大口・多頻度割引の内容を明示せずに、当該事業協同組合が設定する割引内容の説明のみをもって加入の勧誘したとき、若しくは、当該事業協同組合又はそのカード利用者が第三者にこれらと同様の行為をさせたとき 3. 契約者が、カードの一部の割引停止期間中又は利用停止期間中に、カード利用者が「カードの一部の割引停止」又は「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為を行ったとき 4. 過去2年間に、契約者が窓口会社から「カードの一部の割引停止」又は「カードの一部の利用停止」に該当する行為に基づく警告を2回受けている場合で、カード利用者が、「カードの一部の割引停止」又は「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為を行ったことにより、当該契約者が再び警告を受けることとなったとき 5. 契約者の故意又は重過失により、カード利用者が「カードの一部の割引停止」のいずれかに該当する行為をしたとき、又は当該契約者の代表者及びそれに準ずる者が「カードの一部の割引停止」のいずれかに該当する行為をしたとき 6. 本約款に違反する行為をしたとき 7. 契約者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき
<p>契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて契約者のカードの「全部」の利用停止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者が、督促を受けた後納料金を督促期限までに支払わないとき 2. 契約者が、期限までに追加保証書の提出又は追加保証金の預託をしなかったとき 3. 契約者が、会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき 4. 契約者が、窓口会社へ預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき 5. 以上の他、後納料金を等の支払いが危ぶまれる事由が発生したと窓口会社が認めたとき 6. 契約者が、三会社のうちいずれかの会社に対する原因者負担金の債務の不履行により、カード利用者のカードについて利用を停止されている場合で、当該カードの利用停止の期間が満了するまでに、原因者負担金の債務が履行されないとき 7. 契約者の故意又は重過失により、カード利用者が「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為をしたとき、又は当該契約者の代表者及びそれに準ずる者が「カードの一部の利用停止」のいずれかに該当する行為をしたとき 8. 契約者が、カードの全部の割引停止期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が「カードの一部の割引停止」、「カードの一部の利用停止」又は「カードの全部の割引停止」のいずれかに該当する行為を行ったとき 9. 本約款に違反する行為をし、その情状が重いつき 10. 契約者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき

措置の内容	措置対象要件
<p>契約者資格の 取消し</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約いただけない要件のいずれかに該当することが明らかになったとき 2. 契約者が法人（事業協同組合を含みます。）である場合において、定款に記載された事業（カードの利用に係る事業を除きます。）の実績がないとき 3. 契約者又はカード利用者が、カードを改変したとき 4. 本約款に違反する行為により、三会社のうちいずれかの会社に対して賠償債務を有することとなった契約者が、当該賠償債務を履行しない場合、又は当該賠償債務に係る債権の担保を当該会社に提供しない場合で、窓口会社が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたととき 5. 契約者が法人（事業協同組合を含みます。）である場合において、当該法人又は当該法人の代表者が、カードの利用によって生じた財産上の利益から不正な手段を用いて自己又は他の役員の利得を得たことにより、法人税法違反又は背任、横領等により起訴された場合で、窓口会社が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたととき 6. カードの全部の利用停止期間が満了するまでに、後納料金等を支払わないとき 7. カードの全部の利用停止期間が満了するまでに、追加保証書の提出又は追加保証金の預託をしなかったとき 8. カードの全部の利用を停止されている場合で、後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき 9. カードの全部の利用を停止されている場合で、当該申立て又は当該滞納処分に係る保証金に代わるべき新たな保証金の預託がなく、かつ、当該利用停止の期間が満了するまでに当該申立てが取り下げられず、又は当該滞納処分が解除されないと窓口会社が認めたととき 10. 後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき 11. カードの全部の利用停止期間が満了するまでに、原因者負担金の債務を履行しないとき 12. 契約者が、本約款に違反する行為をした場合で、その情状が特に重いとき 13. 契約者が、契約者として不適格であると窓口会社が認めたととき 14. 契約者が、カードの全部の利用停止期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が「カードの一部の割引停止」、「カードの一部の利用停止」、「カードの全部の割引停止」又は「カードの全部の利用停止」のいずれかに該当する行為を行ったとき 15. 過去2年間に於いて、カードによる高速国道等の利用が一度もないとき

○警告累積による割引停止措置

契約者のうち一部のカードに対する「割引停止」又は「利用停止」の措置を行ったときは、契約者に対して警告を行います。その警告を2年間のうち、3回受けると契約者全体に「割引停止」の措置を行います。

(例) A社(契約者)のカード利用者Bが「割引停止」、カード利用者Cが「利用停止」を受け、Bの行為から2年以内にカード利用者Dが「割引停止」に該当する行為を行った場合(A社はB、C、Dの行為につき、2年間で3回の警告を受けることになり、3回目のDへの警告のときからA社全体の「割引停止」となります。)



※「割引停止」・「利用停止」どちらの行為も1警告の対象となります。

○割引停止期間中に割引停止措置等に該当する行為を行った場合の措置

契約者全体の割引停止期間中に、割引停止措置等に該当する行為を行った場合は、契約者全体の「割引停止」を契約者全体の「利用停止」に措置を移行します。

(例) E社(契約者)が割引の停止を受けている期間に、E社のカード利用者Fが割引停止措置等に該当する行為を行った場合

